

第2章

平成30年度 新規・重点事業

先天性風しん症候群対策麻しん風しん混合予防接種(任意接種)の対象者を同居者に拡大

(1)目的

予防接種により市民の風しんの免疫保有率を高め、風しんに対する免疫を持たない妊娠中の女性への感染を防ぎ、新生児の先天性風しん症候群発症の防止を図る

(2)対象

風しんに対する免疫を持たない ~ に該当する市民、 は拡大分
これから妊娠を希望・予定している19歳以上の女性
と同居する19歳以上の方
妊婦と同居する19歳以上の方

(3)内容

風しんに対する免疫を持たない方に麻しん風しん混合ワクチンを無料で接種した。11月からは対象者を女性等の同居者に拡大し実施した。

(4)実績

これから妊娠を希望・予定している19歳以上の女性	767人
と同居する19歳以上の方	241人
妊婦と同居する19歳以上の方	68人

住宅宿泊事業(民泊)の届出・監視・指導

(1) 目的

国内外で急速に普及している民泊サービスの適正な運営の確保と観光旅客の宿泊需要に対応するために、平成30年6月に「住宅宿泊事業法」が施行されたことを受け、本市においては、市民の生活環境の悪化を防止するため、「八王子市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」を制定し、届け出の受理や監視・指導を開始した。

(2) 対象

住宅宿泊事業者（住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行い、住宅宿泊事業を営む者）
住宅宿泊管理業者（住宅宿泊事業法第22条第1項の登録を受け、住宅宿泊管理業を営む者）

(3) 内容

住宅宿泊事業の届出受理
住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者への指導及び監督
届出住宅の公表

(4) 方法

事前相談により制度内容及び必要書類の説明を行い円滑な届出を促す。
住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者に対し法令の遵守徹底を促す。
届出住宅の情報について、定期的に市ホームページにて公表を行う。

(5) 実績

届出施設数 21件（平成31年3月31日現在）

八王子市自殺対策計画の策定

(1) 計画の趣旨

全国の自殺者数は、平成10年以降年間3万人を超え、その後も高い水準で推移していました。このような中、平成18年10月に自殺対策基本法が施行され、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」と捉えられるようになり、社会全体で自殺対策がすすめられるようになりました。八王子市では、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内関係部署からなる「八王子市自殺対策庁内連絡会」を設置し、情報共有や連絡調整、事業連携をはかってきました。また、平成28年4月には、自殺対策を更に強化するため自殺対策基本法が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施しなければならないことが、基本理念に明記され、誰もが必要な支援を受けられるよう、地域の実状に応じたきめ細かな対策を推進することが必要となりました。こうしたことから、これまでの取組を発展させる形で、総合的に自殺対策を推進するため、八王子市自殺対策計画を策定しました。

(2) 計画の期間

平成31年度（2019年度）～平成35年度（2023年度）

(3) 計画の目標

国の自殺総合対策大綱においては、平成38年（2026年）までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることを目標としています。そこで、八王子市では、当面の目標値として、平成27年の年間の自殺死亡率16.0（91人）を、本計画期間である平成35年（2023年）までに、自殺死亡率を約12.5以下（人数約71人以下）まで減少させるとともに、平成38年（2026年）までには、自殺死亡率を約11.2以下（人数約64人以下）まで減少させることを目指します。

(4) 計画の施策

ア 基本施策 <地域で自殺対策を推進するにあたり、基盤的な取組>

- 【1】 地域におけるネットワークの強化
- 【2】 自殺対策を支える人材の育成
- 【3】 市民への啓発と周知
- 【4】 生きることの促進要因 への支援

イ 重点施策 <八王子市の自殺の実状を踏まえ、重点的に推進する取組>

- 【1】 子ども・若者世代への自殺対策の推進
- 【2】 就労に関わる自殺対策の推進
- 【3】 高齢者の自殺対策の推進
- 【4】 生活困窮者対策の推進

(5) 計画の推進

この計画の推進にあたっては、国・東京都と連携をはかるとともに、広く関係者や市民等の協力を得て、それぞれの役割分担のもとで一体となって対応して行くことが重要です。庁内関係部署で構成する自殺対策庁内連絡会を中心に、組織横断的に対策を推進します。更に、学識経験者や保健医療関係者、民間支援団体関係者等で構成される八王子市自殺対策検討会議を核として関係機関等の連携を強化し、計画の総合的、効果的な推進に努めます。

在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業(自家発電機給付)

(1)目的

災害時の要援護者対策のうち、とりわけ緊急性・特殊性の高い在宅の人工呼吸器使用者に対し、在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画を作成し、災害時の被害を最小限にとどめるとともに、電力供給の停止がそのまま生命の危険に直結する恐れのある在宅人工呼吸器使用者に、自家発電機を給付します。

(2)対象

- ・在宅で24時間にわたり人工呼吸器を使用している方
 - ・在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画を策定されている方
- 他の公的制度により自家発電機の給付対象となる者は除く。

(3)給付概要

給付する自家発電機は現物とし、性能、基準額及び耐用年数は、次のとおりです。

- ア 性能は、介護者が容易に使用し得るもの
イ 基準額は、111,000円に消費税及び地方消費税の額を加えた額
ウ 耐用年数は6年とし、その期間は再度、給付しない

(4)実績

自家発電機給付件数 1件

(5)自家発電機のイメージと規格



規格	
本体寸法	36.5×26.2×52.4cm (幅×奥行×高さ)
重量	19.5kg
定格出力	900VA
使用燃料	カセットボンベ2本
燃料容量	500g
使用温度範囲	5～40
連続運転可能時間	約2時間

自家発電機は人工呼吸器の外付けバッテリーを充電するもの